

最高裁秘書第1509号

令和6年6月20日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長

苦情の申出に係る諮問について（通知）

5月17日付けで最高裁判所が下記の司法行政文書を不開示としたことに対する苦情の申出について、本日、情報公開・個人情報保護審査委員会に諮問しましたので、通知します。

記

開示の申出があった司法行政文書の名称等

宮内庁の長官以下十数人の方々を、最高裁長官の公邸又は最高裁の特別会議室という名前のパーティーホールに招待して接待した際に作成し、又は取得した文書（直近の事例に関するもの）

（担当）秘書課（文書開示第二係） 電話03（4233）5240（直通）